

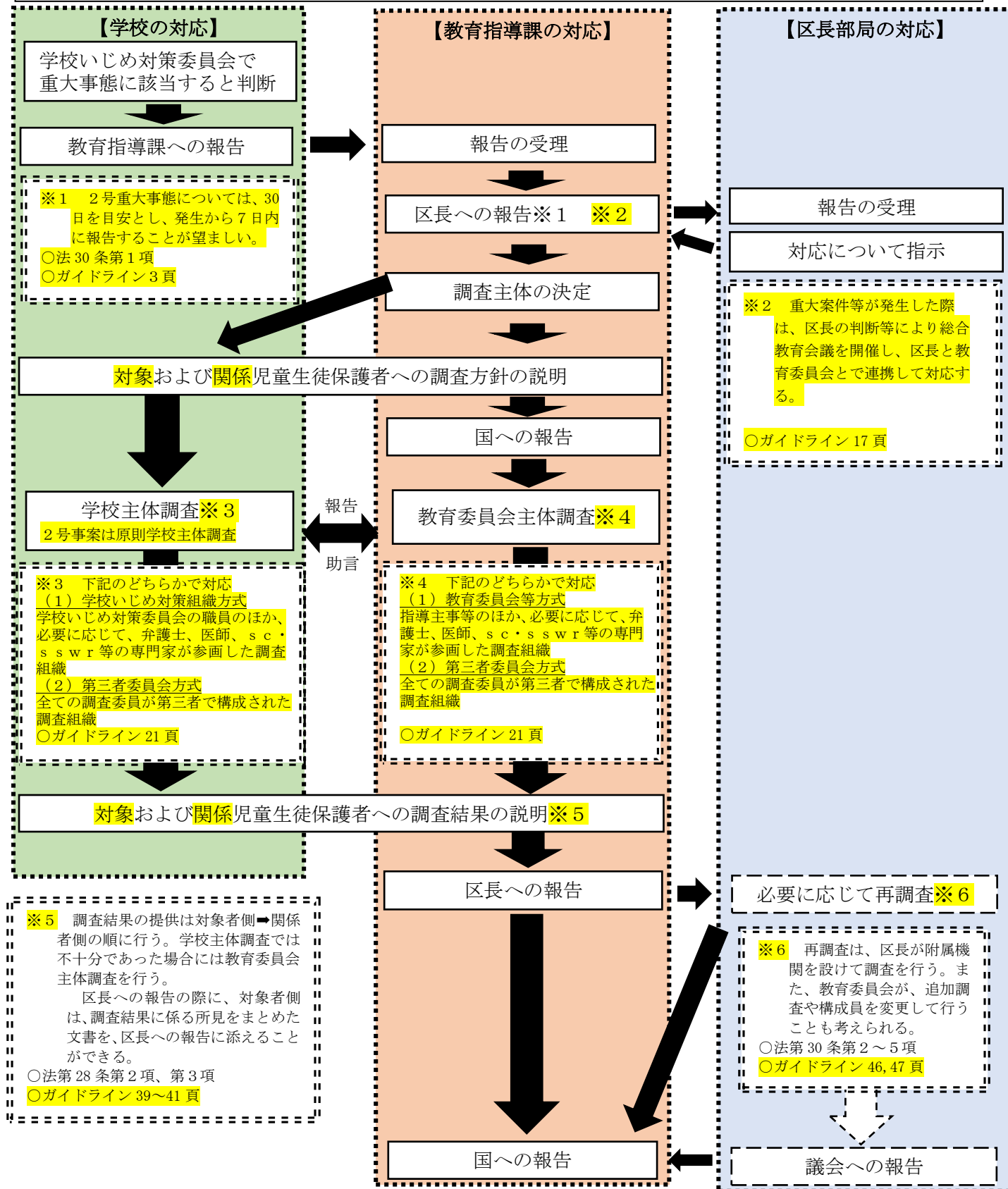
練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

練馬区教育委員会
教育振興部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第28条第1項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



※最終的に被害保護者が調査結果に納得しなければ訴訟へと発展する可能性がある。